重要

消防法令適合通知書
特区民泊にかかる申請
受付終了のお知らせ

受付終了日

令和８年５月29日（金）

※郵送での申請は当日消印有効となります。

期日を過ぎた申請は受付できません。

特区民泊新規受付終了に伴い、申請に必要な書類である、「**消防法令適合通知書**」の特区民泊にかかる受付も終了します。
（交付申請書から特区民泊にかかる申請理由区分がなくなります。）

申請理由区分

~~サ　国家戦略特別区域法第13条第１項の規定による特定認定~~
~~シ　国家戦略特別区域法第13条第６項の規定による変更の認定~~

※他の事業（区分）にかかる交付申請につきましては引き続き受付いたします。

お問い合わせ先

消防法令適合通知書について	大阪市消防局予防課	06-4393-6354
特区民泊の新規受付終了について	大阪市経済戦略局 観光部観光課	06-6469-5156
民泊の申請や民泊施設に関する 相談、指導などについて	大阪市保健所 環境衛生監視課	06-6647-0692